

## 奈良市新しい生活様式対応事業補助金交付要領

### (目的及び趣旨)

第1条 この要領は、長引くコロナ禍により影響を受ける市内事業者の売上回復や需要喚起を目的として、市内団体等が行う、新しい生活様式に対応したイベント等に対し、予算の範囲内で奈良市新しい生活様式対応事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の適正な交付のために必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に事業所を有するもの5事業者以上により構成される団体又はこれに準ずると認められるものとする。

### (補助事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、長引くコロナ禍により影響を受ける市内事業者の売上回復や需要喚起を目指して実施する、国が示す「新しい生活様式」に対応した新規性のあるイベント等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの
- (2) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 事業に係る全ての業務を補助対象者以外に委託するもの
- (4) この要領に基づく補助金のほか、国、県又は地方公共団体から補助金の交付を受けているもの

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、第3条に規定する事業の遂行に直接必要となる経費とする。ただし、次に該当する場合は対象経費から除く。

- (1) 各種会議の食事代等の経費
- (2) 交際費
- (3) 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費
- (4) 事業に関係のない備品の購入費
- (5) 補助金申請書類作成のための費用

### (補助金の額)

第5条 補助金等の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、50万円を上限とする。

2 前項の規定による補助金等の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を

切り捨てるものとする。

- 3 補助対象者が補助金等の交付を受けることができる回数は、1会計年度につき1回限りとする。

(交付の条件)

第6条 補助対象事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 国が示す「新しい生活様式」に対応した新規性のあるイベント事業等とすること
- (2) 参加する事業者数を15事業者以上とし、事業後においても、事業による得られる効果を継続させるイベント事業等とすること（一過性のものは対象外）
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底すること
- (4) 事業を行う際は、地域住民と連携し、地域との調和を図った事業とすること
- (5) 補助対象事業の実施に当たっては、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること

(補助対象事業の公募)

第7条 支援を公平に実施するため、補助対象者が実施する補助対象事業に関し、募集要項を定め募集するものとする。なお、募集要項には、補助対象事業の募集期間、審査方法及び審査基準等を記載するものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定による募集に応募しようとするときは、募集要項に定める期日までに、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の決定)

第8条 前条の規定による補助金の交付申請があったときは、募集要項に定める方法により、その内容を審査し、補助対象事業を決定する。

(補助金の実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者が補助事業を完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(完了前の交付)

第10条 規則第17条第1項ただし書の規定により、補助事業等の完了前に補助金の交付を受けようとする補助事業者等は、補助事業等に係る収支状況報告書及び資金計画書を添えて、補助金等交付請求書を提出しなければならない。

(補助対象者の会計処理)

第11条 補助対象者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(補助対象事業の検査等)

第12条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の規定により、当該補助金に係る支出負担行為の決定を専決処理することができる者が定める。

附 則

(施行期日等)

この要領は、令和4年7月8日から施行する。